平成２５年（フ）第１１１号
兵庫県宝塚市逆瀬台２丁目７番30―310号
債務者　藤井　鈴子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　絵里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１０９号
兵庫県加古川市加古川町溝之口111番地の４トロアハイツ２－Ｂ号
債務者　山本　勝三
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１４３号
兵庫県加古川市平岡町土山384番地の18
債務者　眞尾　佳弘
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５１号
茨城県龍ケ崎市久保台３丁目20番地18
債務者　藤井　純一
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝塚　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
大阪府和泉市室堂町782番地の33、前住所大阪府堺市美原区南余部227番地３
債務者　髙原建設工業こと　髙原　和利
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
大阪府阪南市尾崎町６丁目１番５―501号、前住所大阪府松原市天美北３丁目13番４―101号
債務者　片岸　弘美
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８４号
岩手県北上市町分３地割76番地３　リモージュＡＢＥ　Ｄ棟
債務者　菊池由美子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第８５号
盛岡市東仙北１丁目２番44号　コーポスターヒルズ101号、旧住所盛岡市三本柳22地割５番地２　コーポ音北Ｃ201号
債務者　村松佐知乃
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１７号
山形県鶴岡市東新斎町２番29号、前住所山形県鶴岡市みどり町23番53号　尾形ハイツみどり201号室
債務者　渡部　　裕
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第２７号
福島県喜多方市豊川町米室字宮ノ下2412番地１、前住所福島県喜多方市字１丁目4602番地
債務者　花見　徹也
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
新潟県阿賀野市下条町３番13号
債務者　加藤　光男
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１１７号
香川県さぬき市志度1795番地３　テラソリス森崎201
債務者　入本めぐみ
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１３１号
函館市金堀町５番６号
債務者　赤石　厚子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１４０号
函館市昭和４丁目37番28号
債務者　三盃　英治
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２８号
和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台７番23号
債務者　山本　永子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第２０７号
さいたま市緑区太田窪１丁目11番２号、破産手続申立時の住所さいたま市浦和区岸町１丁目７番５号　たつき荘
債務者　小池美奈子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係